

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

旧	新
<p>第2条 取引時確認</p> <p>2. 口座開設時の取引時確認は、次の各号のいずれかの方法により行います。</p> <p>ア. 当社所定の証明書類をご提出いただき、お客さまのお届けの住所へ取引関係文書（キャッシュカード等）を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法</p> <p>イ. 当社所定のソフトウェアを使用してお客さまが本人確認用画像情報を送信する方法</p> <p>ウ. マイナンバーカードに格納された署名用電子証明書を利用して確認する方法。なお、当社は署名用電子証明書の有効性確認を行うために、認証業務情報（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第44条に規定する認証業務情報をいう）を利用します。</p>	<p>第2条 取引時確認</p> <p>2. 口座開設時の取引時確認は、次の各号のいずれかの方法により行います。</p> <p>ア. 当社所定の証明書類をご提出いただき、お客さまのお届けの住所へ取引関係文書（キャッシュカード等）を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法</p> <p>イ. 当社所定のソフトウェアを使用してお客さまが本人確認用画像情報を送信する方法</p> <p>ウ. マイナンバーカードに格納された署名用電子証明書を利用して確認する方法。なお、当社は署名用電子証明書の有効性確認を行うために、認証業務情報（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第44条に規定する認証業務情報をいう）を利用します。</p> <p>エ. <u>当社所定のソフトウェアを使用して、本人確認資料の IC チップに格納された本人特定事項その他の情報の読み取りとお客さまの容貌の画像情報を送信する方法</u></p>

以上